

平成24年度 久留米市財政健全化判断比率審査意見書

1 審査の概要

この財政健全化判断比率審査は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条の規定に基づき、市長から提出された財政健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の期間

平成25年8月1日から平成25年9月4日まで

3 審査の結果

(1) 総合意見

財政健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類につき、その内容等を審査した結果、次の表のとおりとなり、いずれも適正に作成されているものと認められる。

財政健全化判断比率	平成24年度	平成23年度	対前年度差 (ポイント)	早期健全化 基準	備考
実質赤字比率				11.25%	「基準」は財政規模に 応じて定まる。
連結実質赤字比率				16.25%	「基準」は財政規模に 応じて定まる。
実質公債費比率	3.9%	4.3%	0.4	25 %	
将来負担比率	9.1%	20.7%	11.6	350 %	

(注： 実質赤字比率 及び 連結実質赤字比率は、その算定結果が「赤字」の場合のみ数値が表示され、「黒字」の状態である場合には、これらの比率については「-」と表示される。)

(2) 個別意見

実質赤字比率について

平成24年度の実質赤字比率の算定結果は 1.73%となり、前年度の 1.68%と比べ黒字の割合は増加している。早期健全化基準の 11.25%と比較しても、これを下回ってなお「良好」である。（「 」は、黒字の状態を意味する。）

内容を見てみると、分母となる標準財政規模が0.4%増えているが、それ以上に、分子となる一般会計等の実質収支の黒字額が3.1%の増加を示している。

これは、本市においてこの比率の算定対象となる一般会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計及び母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計のうち、住宅新築資金等貸付事業特別会計以外の黒字額の増加によるものである。

これらの会計の実質収支額については、次表【参考1：実質赤字比率前年度対照表】を参照されたい。

【参考 1：実質赤字比率前年度対照表】

(単位：千円、%、ポイント)

項 目	平成 2 4 年度	平成 2 3 年度	対前年度差
一般会計 実質収支額	1,051,888	1,030,807	21,081
住宅新築資金等貸付事業特別会計 実質収支額	59,779	65,561	5,782
母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計 実質収支額	54,153	34,166	19,987
分子（一般会計等実質収支額合計）	1,165,820	1,130,534	35,286
分母（標準財政規模）	67,158,353	66,916,553	241,800
実質赤字比率（%）	1.73%	1.68%	<黒字 増加 0.05ポイント>

連結実質赤字比率について

平成 2 4 年度の連結実質赤字比率の算定結果は 7.64%となり、前年度の 8.18%と比べ黒字の割合は減少している。ただし、早期健全化基準の 16.25%と比較すると、これを下回って、「良好」である。（「 」は、黒字の状態を意味する。）

この比率は、その地方公共団体の企業会計を含む全会計が対象であり、各会計の実質収支額又は資金不足額若しくは剰余額は、次表【参考 2：連結実質赤字比率前年度対照表】のとおりであり、いずれも黒字となっている。

【参考 2：連結実質赤字比率前年度対照表】

(単位：千円、%、ポイント)

項 目	平成 2 4 年度	平成 2 3 年度	対前年度差
一般会計 実質収支額	1,051,888	1,030,807	21,081
住宅新築資金等貸付事業特別会計 実質収支額	59,779	65,561	5,782
母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計 実質収支額	54,153	34,166	19,987
国民健康保険事業特別会計 実質収支額	160,080	425,184	265,104
競輪事業特別会計 実質収支額	587,053	582,270	4,783
市営駐車場事業特別会計 実質収支額	3,259	3,367	108
介護保険事業特別会計 実質収支額	217,741	37,838	179,903
後期高齢者医療事業特別会計 実質収支額	109,050	84,228	24,822
水道事業会計 資金不足・剰余額	2,734,288	3,061,712	327,424
中央卸売市場事業特別会計 資金不足・剰余額	33,706	14,856	18,850
下水道事業特別会計 資金不足・剰余額	80,023	92,103	12,080
簡易水道事業特別会計 資金不足・剰余額	140	71	69
地方卸売市場事業特別会計 資金不足・剰余額	10,582	13,410	2,828
農業集落排水事業特別会計 資金不足・剰余額	21,959	23,116	1,157
特定地域生活排水処理事業特別会計 資金不足・剰余額	10,800	10,741	59
分子（各会計実質収支額 / 資金不足・剰余額合計）	5,134,501	5,479,430	344,929
分母（標準財政規模）	67,158,353	66,916,553	241,800
連結実質赤字比率（%）	7.64%	8.18%	<黒字 減少 0.54ポイント>

実質公債費比率について

平成24年度の実質公債費比率の算定結果は3.9%となり、前年度の4.3%と比べ、本年度も「良好」な方向への動きが続いている。早期健全化基準の25%と比較しても低い数値である。過年度との対照については、次表【参考3：実質公債費比率過年度対照表】を参照されたい。

当比率が前年度に比べて向上した主な要因は、前年度に分子を一時的に増加させる原因となった日本赤十字社九州ブロック血液センターの用地取得に伴う繰上償還などが本年度はなかったことや、臨時財政対策債・合併特例債発行額の増加によって、元利償還金等に係る基準財政需要額算入額（控除額）が増加したことである。

【参考3：実質公債費比率過年度対照表】

(単位：千円、%、ポイント)

項目	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	対前年度
分子(公債費充当財源等)	10,852,371	10,618,894	11,163,875	11,431,480	11,382,104	49,376
分母(標準税収・交付税等)	62,554,206	63,506,951	65,790,799	66,916,553	67,158,353	241,800
控除(基準財政需要額算入額)	7,977,515	8,176,520	8,669,077	9,035,746	9,394,652	358,906
実質公債費比率(単年度)	5.26755	4.41416	4.36751	4.13908	3.44066	0.69842
実質公債費比率(3か年平均)	5.8	5.1	4.6	4.3	3.9	<比率向上 0.4ポイント>

(注： 実質公債費比率(単年度)は、「分子 - 控除」の値を「分母 - 控除」の値で除して求める。また、実質公債費比率(3か年平均)は、過去3か年分の「実質公債費比率(単年度)」の値を平均して求める。)

将来負担比率について

平成24年度の将来負担比率の算定結果は9.1%となり、前年度の20.7%と比べ数値は大幅に下がっている。早期健全化基準の350%と比較しても「良好」さを維持しているといえる。

前年度との比較は、次表【参考4：将来負担比率前年度対照表】に示すとおりである。

本年度の数値が、前年度に比べて更に良好な方向へ動いた主な要因としては、臨時財政対策債・合併特例債の発行などで地方債の現在高が増加したものの、基金の運用方法の見直しによる比率算定時点における貸付金額の減や財政調整基金の積み増しによる充当可能基金の増加と臨時財政対策債・合併特例債発行額の増加で、基準財政需要額算入見込額が増加し、将来負担額から控除する額が大きく増加して、分子が減少したことが挙げられる。

【参考4：将来負担比率前年度対照表】

(単位：千円、%、ポイント)

項目	平成24年度	平成23年度	対前年度差
分子(将来負担額)	162,303,323	161,110,476	1,192,847
分子から控除(充当可能財源等)	157,038,147	149,093,333	7,944,814
分母(標準財政規模)	67,158,353	66,916,553	241,800
分母から控除(算入公債費等の額)	9,394,652	9,035,746	358,906
将来負担比率	9.1	20.7	<比率向上 11.6ポイント>

(注： 将来負担比率は、「分子 - 分子控除」の値を「分母 - 分母控除」の値で除して求める。)

(3) 是正改善を要する事項等

数値そのものについて、特に指摘すべき事項はないが、次のとおり意見要望を述べる。

本年度の審査でも、久留米市の財政健全化判断比率は、黒字のために数値が表示されない実質赤字比率及び連結実質赤字比率を含め、法令の定める早期健全化基準を前年度に引き続いて下回っており、比率的には良好な状態を維持しているといえる。

この中で、実質公債費比率や将来負担比率が良好さを維持している主な要因は、臨時財政対策債や合併特例債などの地方交付税による措置の割合が高い起債額の増加が挙げられる。

特に、将来負担比率では、その算定要素を見ると、将来負担額（約 1,623 億円）に対して、そこから控除される充当可能財源等（約 1,570 億円）の割合が 96.7%である。この充当可能財源等の中心となっているものが、国が後年度に償還額の全部又は一部を地方交付税で措置している臨時財政対策債や合併特例債などに関する基準財政需要額算入見込額である。

また、充当可能財源等のうち基金が増加し、当比率の好転要因となっている。しかし、これは従来、複数年の期間で行っていた土地開発公社に対する基金からの貸付を、年度末に全額償還を受け、次年度に改めて貸付を行うという方法に変更したため、年度末時点での基金の額が増加したものであり、本市における貸付金の額が実質的に減少したものとはいえない。

さらに、将来的な負担の数値化というこの指標の特質として、やむを得ないことではあるが、算定の時点によって、数値が相当変動する可能性があることが挙げられる。一例をいえば、事業が計画され、債務の負担が生じることが確実に予定されているとしても、仕組み上、起債され負債額が確定するときになって初めて、その分の負担額が算入されるものがあるなど、将来負担の最大値を示すものとはなっていないと思われる。当指標の示す値が、あくまでその算定時点における「将来負担」であることにも留意しておきたい。

これらのことから、財政健全化判断比率は、本市の財政の状況を探るための指標ではあるが、この結果が、本市の財政の状況が現在及び将来にわたって必ずしも良好であることを保証するものではないことを考慮に入れながら、今後の行財政運営に当たられるよう望むものである。

平成 2 4 年度久留米市資金不足比率審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化に関する審査は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第22条の規定に基づき、市長から提出された本市の公営企業会計に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の期間

平成25年8月1日から平成25年9月4日まで

3 審査の結果

(1) 総合意見

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類につき、その内容等を審査した結果、次の表のとおりとなり、いずれも適正に作成されているものと認められる。

特別会計の名称	平成24年度 資金不足比率	平成23年度 資金不足比率	経営健全化 基準	備考
水道事業会計			20 %	地方公営企業法 適用企業 (宅地造成事業以外)
中央卸売市場事業特別会計				地方公営企業法 非適用企業 (宅地造成事業以外)
下水道事業特別会計				
簡易水道事業特別会計				
地方卸売市場事業特別会計				
農業集落排水事業特別会計				
特定地域生活排水処理事業特別会計				

(注： 資金不足比率は、資金不足額(剰余額)又は実質収支の算定結果が「赤字」の場合のみ数値が表示され、「黒字」の状態である場合には、この比率については「-」と表示される。)

(2) 個別意見

「資金不足比率」について

法適用企業である水道事業について、決算書に基づく流動比率(財務の短期流動性を示す。)は、292.7%となり、前年度(350.9%)よりは低下したものの資金不足額は生じていない。

なお、経営健全化に関する審査における資金不足比率を算出するに当たり、実質的な資金不足額を把握するため、企業会計の本来の原則である「1年基準」に基づき、仮に、流動負債に、企業債の次年度(平成25年度)償還予定額を算入して計算すると、水道事業の実質流動比率は183.7%となるが、この場合においても資金不足額は生じないため、資金不足比率及び実質的な資金不足比率とも計上されず、算定上、良好な状態にあると認められる。

また、この比率が適用される法非適用企業である6特別会計については、いずれの実質収支においても資金不足額等はないので、資金不足比率は計上されず、算定上は良好な状態にあると認められる。

(各特別会計の資金不足額(剰余額)又は実質収支額については、「財政健全化判断比率審査意見書」を参照のこと。)

(3) 是正改善を要する事項等

資金不足比率そのものについて、特に指摘すべき事項はない。